

関東地方整備局告示第104号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年3月17日

関東地方整備局長 北橋 建治

第1 起業者の名称 埼玉県

第2 事業の種類 県道飯能寄居線改築工事（埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫地内から同町大字長瀬地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫字山ノ神、字田中前、字中尾、字田中、字東原、字本宿及び字後原並びに大字長瀬字松葉、字欠ノ下、字向井、字幸橋及び字鶴舞地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫地内から同郡越生町大字成瀬地内までの延長7,274mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道飯能寄居線改築工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道飯能寄居線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工

事は、道路法第 3 条第 4 号の市町村道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道飯能寄居線は、道路法第 7 条の規定により埼玉県知事が県道に認定した路線であり、同法第 15 条の規定により埼玉県が道路管理者となることなどから、起業者である埼玉県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

県道飯能寄居線は、埼玉県飯能市を起点とし、日高市、入間郡毛呂山町、比企郡ときがわ町等を経て大里郡寄居町に至る延長 37.8 km の幹線道路である。

本件区間に係る県道飯能寄居線（以下「現道」という。）は、入間郡毛呂山町及び同郡越生町の中心市街地を通過し、沿線に埼玉医科大学病院や越生町役場等の公共施設が存する主要な道路にもかかわらず、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に基づき必要な車道幅員 6.5 m に満たない区間が全体の約 8 割を占めるうえ、同じく必要な曲線半径 150 m に満たない屈曲部が 13 箇所もあることなどから、近年の自動車交通量の増加や車両の大型化に対処できず、特に朝夕の通勤時間帯に慢性的な交通混雑が発生し、円滑な自動車交通が阻害されている。

平成 17 年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、入間郡毛呂山町小田谷地内において 12,889 台 / 日、混雑度は 1.12 となっている。

本件事業の完成により、線形良好な 2 車線のバイパス道路が新たに整備されることから、このバイパス道路においては安全かつ円滑な交通が確保され、幹線道路としての機能が向上するとともに、現道においては通過交通の排除が可能となり、生活道路としての機能のさらなる悪化を防ぐものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成 19 年 11 月に大気質、騒音及び振動に関して予測を行ったところ、いずれの項目においても環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が 5 箇所存在するが、起業者は、埼玉県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令第 3 種第 2 級の規格に基づく 2 車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和 52 年 4 月 26 日に都市計画決定され、その一部が平成 18 年 2 月 28 日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う町道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は道路構造令に基づき必要な車道幅員が確保されていない等の機能不足があり、朝夕の通勤時間帯に慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要がある。

また、毛呂山町長等により結成された新飯能寄居線建設促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 埼玉県入間郡毛呂山町役場